

参照条文

消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）（抄）

第八条の二の四 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

第四十六条 第九条の三の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

消防法施行令（昭和三十六年三月二十五日政令第三十七号）（抄）

（避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物）

第四条の二の三 法第八条の二の四の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物（同表・項から・項までに掲げるものを除く。）とする。